

瀬戸市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 22 号

瀬戸市消防団規則の一部を改正する規則

瀬戸市消防団規則（昭和 42 年瀬戸市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(組織) 第2条 条例第2条の規定に基づき設置した消防団は、本部のほか <u>14</u> 個分団で構成する。		(組織) 第2条 条例第2条の規定に基づき設置した消防団は、本部のほか <u>12</u> 個分団で構成する。	
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)	
名称	区域	名称	区域
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
幡山分団	赤重町 東赤重町1丁目 東赤重町2丁目 新郷町 幡野町 緑町1丁目 緑町2丁目 白山町1丁目 白山町2丁目 高根町1丁目 高根町2丁目 高根町3丁目 西原町1丁目 西原町2丁目 東本地町1丁目 東本地町2丁目 東本地町3丁目 駒前町 西本地町1丁目 西本地町2丁目 小坂町 坂上町 坊金町 井戸金町 山の田町 菱野町 福元町 瀬戸口町 幡山町 東菱野町 西米泉町 東米泉町 幡西町 西脇町 羽根町 新田町 弁天町 南菱野町 幡中町 台六町 南ヶ丘町	幡山分団	赤重町 東赤重町1丁目 東赤重町2丁目 新郷町 幡野町 緑町1丁目 緑町2丁目 白山町1丁目 白山町2丁目 高根町1丁目 高根町2丁目 高根町3丁目 西原町1丁目 西原町2丁目 東本地町1丁目 東本地町2丁目 東本地町3丁目 駒前町 西本地町1丁目 西本地町2丁目 小坂町 坂上町 坊金町 井戸金町 山の田町 菱野町 福元町 瀬戸口町 幡山町 東菱野町 西米泉町 東米泉町 幡西町 西脇町 羽根町 新田町 弁天町 南菱野町 幡中町 台六町 南ヶ丘町 <u>今林町</u> <u>石田町</u> <u>大坂町</u> <u>池田町</u> <u>矢形町</u> <u>柳ヶ坪町</u> <u>宝ヶ丘町</u> <u>八幡町</u> <u>せいれい町</u> <u>若宮町1丁目</u> <u>若宮町2丁目</u> <u>若宮町3丁目</u> <u>海上町</u> <u>屋戸町</u> <u>広久手町</u> <u>山口町</u> <u>田中町</u> <u>南山口町</u> <u>掛下町1丁目</u> <u>掛下町2丁目</u> <u>上之山町1丁目</u> <u>上之山町2丁目</u> <u>上之山町3丁目</u> <u>宮地町</u> <u>吉野町</u> <u>大坪町</u> <u>菱野台4丁目</u> <u>八幡台1丁目</u> <u>八幡</u>

山口分団	今林町 石田町 大坂町 池田町 矢形町 柳ヶ坪町 宝ヶ丘町 八幡町 せいれい町 若宮町1丁目 若宮町2丁目 若宮町3丁目 海上町 屋戸町 広久手町 山口町 田中町 南山口町 掛下町1丁目 掛下町2丁目 上之山町1丁目 上之山町2丁目 上之山町3丁目 宮地町 吉野町 大坪町 菱野台4丁目 八幡台1丁目 八幡台2丁目 八幡台3丁目 八幡台4丁目 八幡台5丁目 八幡台6丁目 八幡台7丁目 八幡台8丁目 八幡台9丁目
女性分団	市内全域

台2丁目 八幡台3丁目 八幡台4丁目 八幡台5丁目 八幡台6丁目 八幡台7丁目 八幡台8丁目 八幡台9丁目

別表第2 (第5条関係)

階級 本部分団名	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部	人 1	人 3	人	人	人	人	人 13	人 20
道泉分団			1	2	2	2	13	20
深川分団			1	2	2	2	13	20
古瀬戸分団			1	2	2	2	13	20
東明分団			1	2	2	2	13	20
祖母懐分団			1	2	2	2	13	20
陶原分団			1	2	2	2	13	20
效範分団			1	2	2	2	13	20
水南分団			1	2	2	2	13	20

別表第2 (第5条関係)

階級 本部分団名	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部	人 1	人 3	人	人	人	人	人 13	人 20
道泉分団			1	2	2	2	15	22
深川分団			1	2	2	2	15	22
古瀬戸分団			1	2	2	2	15	22
東明分団			1	2	2	2	15	22
祖母懐分団			1	2	2	2	15	22
陶原分団			1	2	2	2	15	22
效範分団			1	2	2	2	15	22
水南分団			1	2	2	2	15	22

水野分団			1	2	2	2	<u>13</u>	<u>20</u>	水野分団			1	2	2	2	<u>15</u>	<u>22</u>
下品野分団			1	2	2	2	<u>13</u>	<u>20</u>	下品野分団			1	2	2	2	<u>15</u>	<u>22</u>
品野台分団			1	2	2	2	<u>13</u>	<u>20</u>	品野台分団			1	2	2	2	<u>15</u>	<u>22</u>
幡山分団			1	2	2	2	<u>13</u>	<u>20</u>	幡山分団			1	2	2	2	<u>15</u>	<u>22</u>
山口分団			<u>1</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>13</u>	<u>20</u>									
女性分団			<u>1</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>13</u>	<u>20</u>									
計	1	3	<u>14</u>	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>182</u>	<u>284</u>	計	1	3	<u>12</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>180</u>	<u>268</u>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。